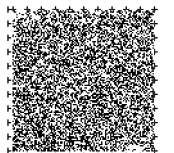


「第3次船橋市障害者施策に関する計画」

(概要版・案)

平成27年2月

船 橋 市



目 次

第1部 総論

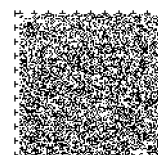
第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について	1
第2章 基本的な考え方	4
施策の体系	4

第2部 各論

第1章 生活支援	5
第2章 保健・医療	5
第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等	5
第4章 雇用・就業、経済的自立の支援	5
第5章 生活環境	5
第6章 安全・安心	5
第7章 差別の解消及び権利擁護の推進	5

第3部 推進体制

第1章 推進体制	6
(別表) 成果目標	7



第1部 総論

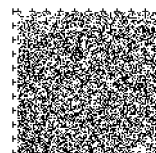
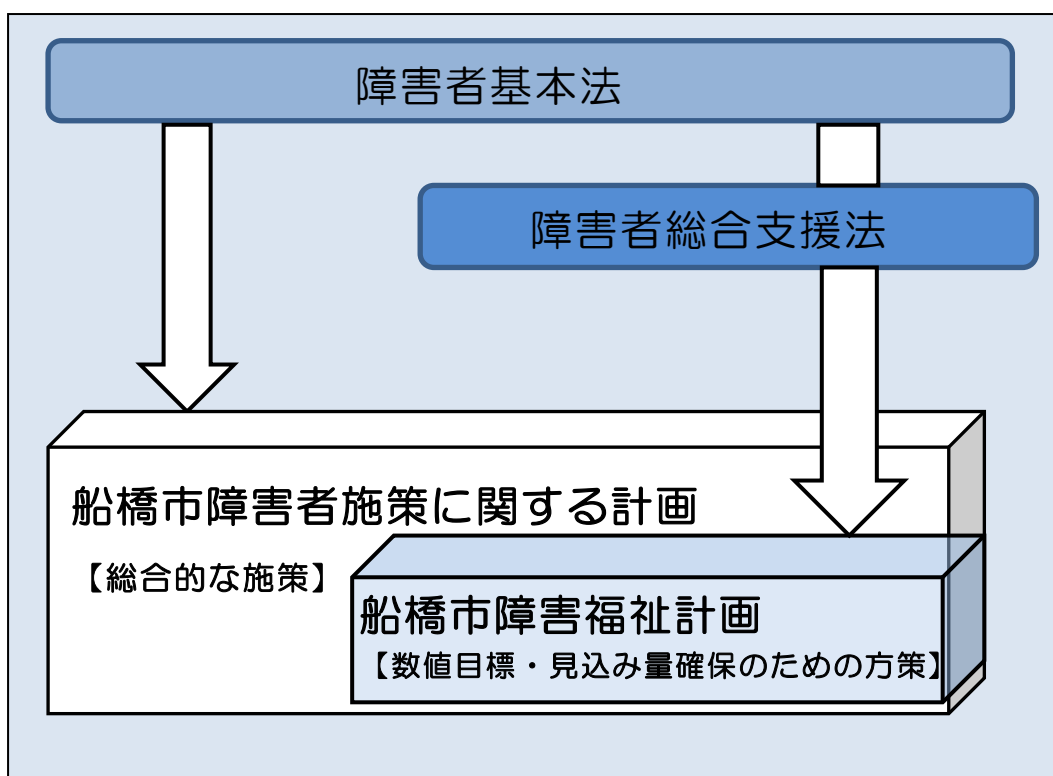
第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について

1 計画の位置づけ（本編1P）

○障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、障害のある人のための施策に関する最も基本的な計画

○障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画である「船橋市障害福祉計画」の上位計画

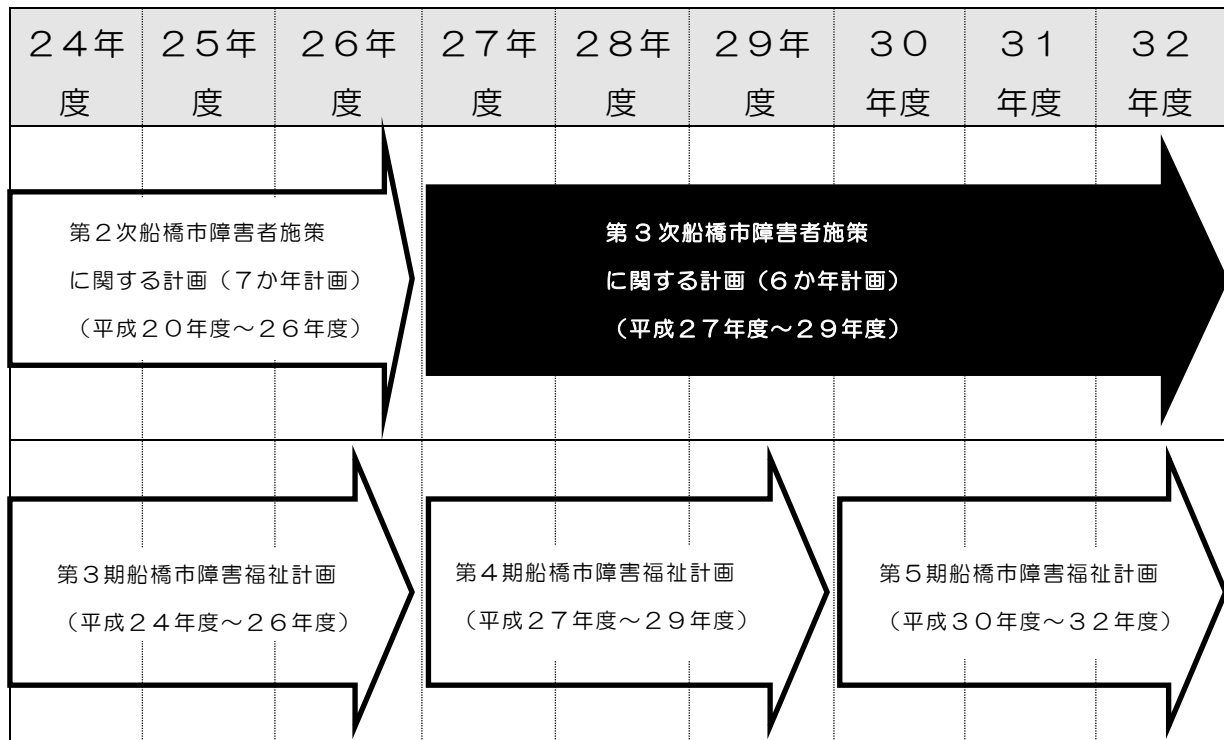
【障害者施策に関する計画と障害福祉計画の関係図】



2 計画の期間（本編1P）

○平成27年度から平成32年度までの6か年計画

○「船橋市障害福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図る。

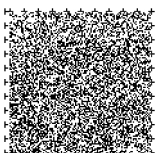


3 計画の対象（本編1P）

○障害者基本法第2条に規定されている障害のある人

（障害者基本法第2条第1項）

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。



4 計画の構成について（本編2P～）

○国の第3次障害者基本計画（平成25年9月）をもとに構成

○総論・各論・推進体制の3部構成

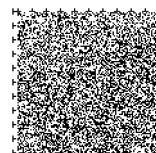
1部 総論	第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について
	第2章 基本的な考え方
2部 各論	第1章 生活支援
	第2章 保健・医療
	第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
	第4章 雇用・就業、経済的自立の支援
	第5章 生活環境
	第6章 安全・安心
	第7章 差別の解消及び権利擁護の推進
3部 推進体制	第1章 推進体制

5. 策定方法（本編2P～）

○「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」及び庁内組織として「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」を設置

○「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」は計画策定後の進捗管理も考慮した委員構成（計画の実施状況について船橋市自立支援協議会に報告）

- ・1号委員 船橋市自立支援協議会委員
- ・2号委員 学識経験者
- ・3号委員 公募委員



第2章 基本的な考え方

1 基本理念（本編3P～）

（1）障害者施策に関する計画の動向

（2）計画における重点課題

①地域包括ケアシステムの推進

②高齢化への対応

③就労支援の推進

（3）本計画の基本理念

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」

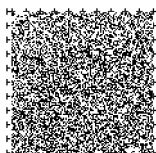
2 施策の基本原則（本編5P～）

（1）障害のある人の自立や社会参加のための支援

（2）障害及び障害のある人への理解の促進

（3）社会全体によるまちづくりの推進

施策の体系（本編7P～）



第2部 各論

第1章 生活支援（本編9P～）

○相談支援体制の構築、障害福祉サービス等の利用の推進、障害児支援の充実、福祉用具の支給、情報提供の充実等、意思疎通支援の充実

第2章 保健・医療（本編28P～）

○保健・医療の充実等、精神保健・医療の提供等、人材の育成・確保、難病に関する施策の推進、障害の原因となる疾病等の予防・治療

第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等（本編43P～）

○インクルーシブ教育システムの構築、教育環境の整備、文化芸術活動・スポーツ等の振興、障害のある人などの国際交流の推進

第4章 雇用・就業、経済的自立の支援（本編54P～）

○障害のある人の雇用促進、総合的な就労支援、福祉的就労の充実、経済的自立の支援

第5章 生活環境（本編61P～）

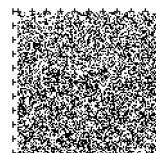
○住宅の確保、公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

第6章 安全・安心（※新規分野）（本編67P～）

○防災対策の推進、防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済

第7章 差別の解消及び権利擁護の推進（※新規分野）（本編73P～）

○差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮



第3部 推進体制

第1章 推進体制（本編79P～）

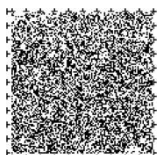
- （1）連携協力の確保
- （2）広報・啓発活動の推進
- （3）進捗状況の管理及び評価

○計画の実効性を確保するため、成果目標を設定

○毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告することを明記

（別表）成果目標（本編85P～）

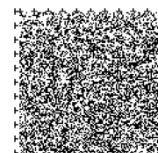
○計画の評価及び実効性を推進させるため、合計19の事項について成果目標を設定



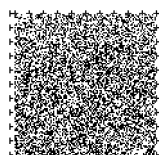
(別表) 成果目標

	事項	該当箇所 (第2部各論 章―課題―項目)	現状 (直近の数値)	目標
1	計画相談支援の利用者数	1-1-2	障害者 101人/月 障害児 0人/月 (平成25年度)	障害者 1,396人/月 障害児 607人/月 (平成29年度)
2	訪問系サービスの利用時間	1-2-1	18,088時間/月 (平成25年度)	22,169時間/月 (平成29年度)
3	日中活動系サービスの利用日数	1-2-1	51,063日/月 (平成25年度)	63,490日/月 (平成29年度)
4	施設入所者の地域生活への移行者数 (平成25~29年度末)	1-2-1 1-2-6	48人 ¹ (平成17~25年度)	19人 (平成29年度)
5	グループホーム利用者数	1-2-1 1-2-6	217人/月 (平成25年度)	275人/月 (平成29年度)
6	障害児通所支援利用日数	1-3-2~4	3,922日/月 (平成25年度)	9,733日/月 (平成29年度)
7	母子健康手帳発行時の保健師の面接率	2-5-3	73.3% (平成25年度)	80% (平成32年度)
8	特定健康診査受診率 (国民健康保険加入者)	2-5-6	47.7% (平成25年度)	60% (平成29年度)

¹ 参考値として平成17年10月1日から平成25年度末までに地域移行した人数を掲載しております。



	事項	該当箇所 (第2部各論 章一課題一項目)	現状 (直近の数値)	目標
9	特定保健指導実施率 (国民健康保険加入者)	2-5-6	25.8% (平成25年度)	60% (平成29年度)
10	特別支援学級設置校数 ①知的障害特別支援学級 ②自閉症・情緒障害特別支援学級	3-1-4	①33校 ②6校 (平成25年度)	①40校 ②20校 (平成32年度)
11	障害者向けの合同面接会の参加者	4-1-5	81人 (平成25年度)	151人 (平成32年度)
12	船橋市及び船橋市教育委員会、 医療センターの障害者雇用率	4-1-6	市：2.30% 教育委員会：2.66% 医療センター：1.92% (平成25年度)	法定雇用率の遵守 (平成32年度)
13	一般就労への年間移行者数	4-2-1~5	80人 (平成25年度)	160人 (平成29年度)
14	就労移行支援の利用者数	4-2-1~5	176人 (平成25年度)	307人 (平成29年度)
15	バリアフリー化された 市内鉄道駅の数 ①段差解消 ②転落防止	5-2-1	①32駅 ②17駅 (平成25年度)	①35駅 ②35駅 (平成32年度)



	事項	該当箇所 (第2部各論 章―課題―項目)	現状 (直近の数値)	目標
16	高齢者や障害をもった人も出 かけやすいまちだと思ふ人の 割合	5-2-1~3 5-3-1~7	16.7% (平成 25 年度)	25% (平成 30 年度)
17	近隣・地区公園の都市公園にお ける園路及び広場、駐車場、便 所のバリアフリー化率	5-2-3	園路及び広場：64% 駐車場：71% 便所：58% (平成 25 年度)	園路及び広場：91% 駐車場：100% 便所：100% (平成 32 年度)
18	特定道路におけるバリアフリ ー化率	5-3-4~5	63.3% (平成 25 年度)	100% (平成 32 年度)
19	駅周辺の放置自転車等の台数	5-3-6	7,514 台 (平成 25 年度)	7,000 台 (平成 32 年度)

